

近世武蔵国佃島における集落の変容と空間認知

古 田 悦 造

一 はじめに

歴史地理学が対象とする歴史地理的事象は、その当時の人々が自然的・社会的環境のなかで、地表面に対して働きかけた結果生じたものである。当時の人々の地表面への働きかけは、その人々の価値体系あるいは世界観に基づく行動とみることができる。

ダウنز (R.M. Downse, 一九七〇、八五頁) の提示した地理的空間認知の概念図は、このような観点に対し多大な示唆を与えている。この概念図の基本的論理は、人間を意志決定者 (decision maker) としてとらえ、行動を実在世界 (Real World) のイメージの作用とみる考え方である¹⁾。つまり、人間をブラックボックスからホワイトリボックスに転換しているところに特徴がある。しかしながらダウنزの概念図は、時間的社会的要素が必ずしも明確でないところに欠点がある。

ダウنزの概念図における時間的要素の欠落は、時間と空間の二つの軸のなかで事象を分析・考察する歴史地理学

に、この概念図を直接借用できないことを意味している。このようなダウンズの弱点を補充するものとして、歴史心理学の分野において興味ある概念、すなわちバルブー (Z. Barbu, 一九六〇、一四～一五頁) の歴史における「心理・社会的サイクル (Psycho-social cycles)」が提示されている。

バルブーのこの概念は、歴史的環境 (外的条件) と人間集団の認知との相互作用において歴史心理 (特定の精神) が形成され、その歴史心理による人間の行動によって社会が改変され、この改変された歴史的環境によって新しい歴史心理が形成されるとする見方である⁽²⁾。簡潔に言えば、バルブーの概念は歴史的環境と歴史心理との相互作用における螺旋状のモデルを示している。

ダウンズの地理的空間認知の概念とバルブーの「心理・社会的サイクル」の概念とを結合すると、図一のような歴史地理学の分野で利用可能な概念図が考えられる。この概念図において実在世界として示された環境には、自然的環境とともに社会的環境も含まれる。また、この実在世界はある「時の断面」で復原された環境としてとらえられる。実在世界からは、どの人間集団に対しても平等の情報が発せられ、客観的情報といえる。これに対して、感覚器官を通った情報は、それによって色づけられた主観的情報である。主観的情報は、既存の価値体系に基づいてイメージ化され、実在世界へ働きかける行動として具現化される。

ある人間集団に対して影響の大きい他の人間集団は、社会的環境を含む実在世界のなかから取り出し、おのおの人間集団を対置させることができる。これらの人間集団の相互作用は、「影響」として提示することが可能である (図一)。

集落の形成とその変容という問題も、このような観点から再検討する必要がある⁽³⁾。本研究はこの観点到立つ

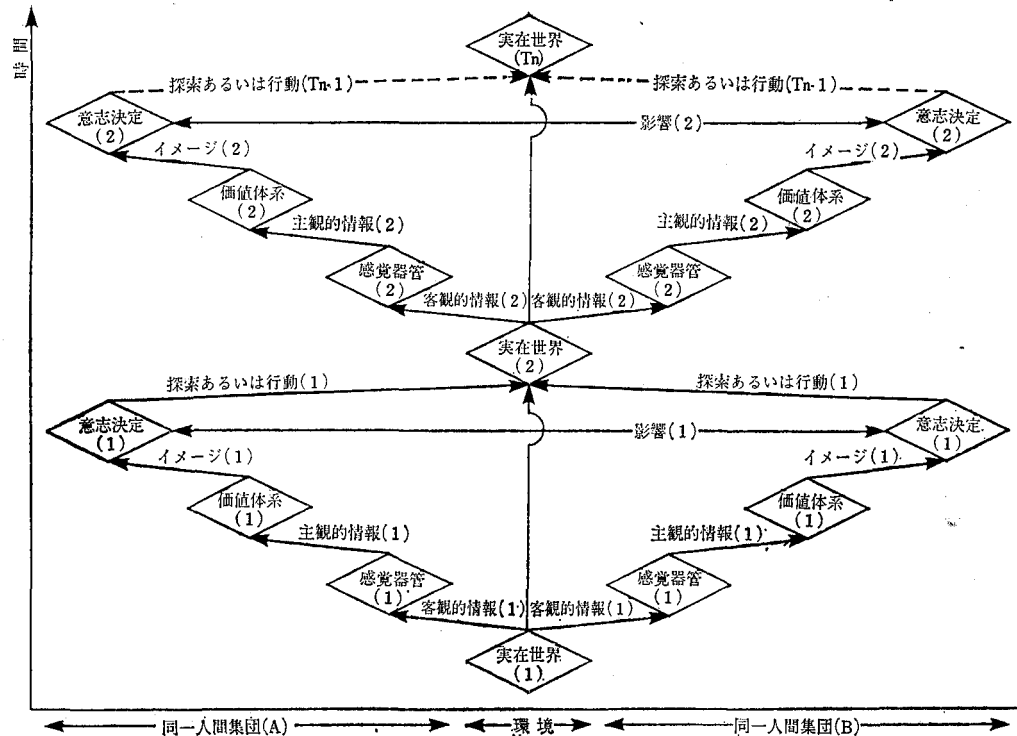


図 1 地理的空間変化の概念図

て、武蔵国佃島（現在、東京都中央区佃一丁目）を事例として集落の形成とその変容を、人間の集団の空間認知から解釈したものである。佃島は、天正年間（一五七三～一五九一）から慶長年間（一五九六～一六一四）の近世初頭に、摂津国佃村（現在、大阪府西淀川区佃）と同国大和田村（現在、同府同区大和田）から移動してきた漁民によって、正保元年（一六四四）に形成された集落である（⁵）。

二 佃島における集落形態の変化

（一）形成期の集落形態

近世初頭に移動してきた佃村、大和田村の漁民は、正保元年に隅田川河口の干潟地に集落を形成した。これに関しては次の資料がある。

一、寛永年中迄は石川大隅守様御屋敷之内ニ罷在候処、御武家方御屋鋪之内ニ町人罷在候義、御法度之御触御座候付、漁師共迷惑之段御訴詔奉申上候処、松平伊豆守様・阿部豊後守様・安藤右京亮様・松平出雲守様・神尾備前守様・朝倉岩見守様御立会ニ而、漁師共居屋敷鉄砲洲干潟百間四方、於御評定所拝領、正保元申年二月、普請出来仕候後佃島与号、絵図面木原勘右衛門殿江納、右地面三拾五間は九左衛門所持、社地八間江、支配人役地五間江、相残地面三拾壹ニ割、四間壹尺ツム手下之漁師共へ相渡、納家家地ニ仕、支配人は九左衛門手代伊兵衛与申者ニ為致置候処、慶安式丑年三月、町儀例式相定、家主三拾壹人惣漁師共之連印証文、九左衛門・八右衛門兩人宛名ニ畫置取置候、其後佃村と手下之漁師追々罷下り、多分ニ相成候事（⁶）。

この資料によれば、移動してきた漁民は、当時船奉行御船手役であった石川八左衛門正次（⁶）の屋敷地に居住していた。しかし、その後の武士と町人の居住分離により幕府から佃島を拝領し、集落を形成したのである。

集落形成時の屋敷地割は、間口三五間の屋敷地を九左衛門が所有し、社地に間口八間分、支配人の屋敷地として間

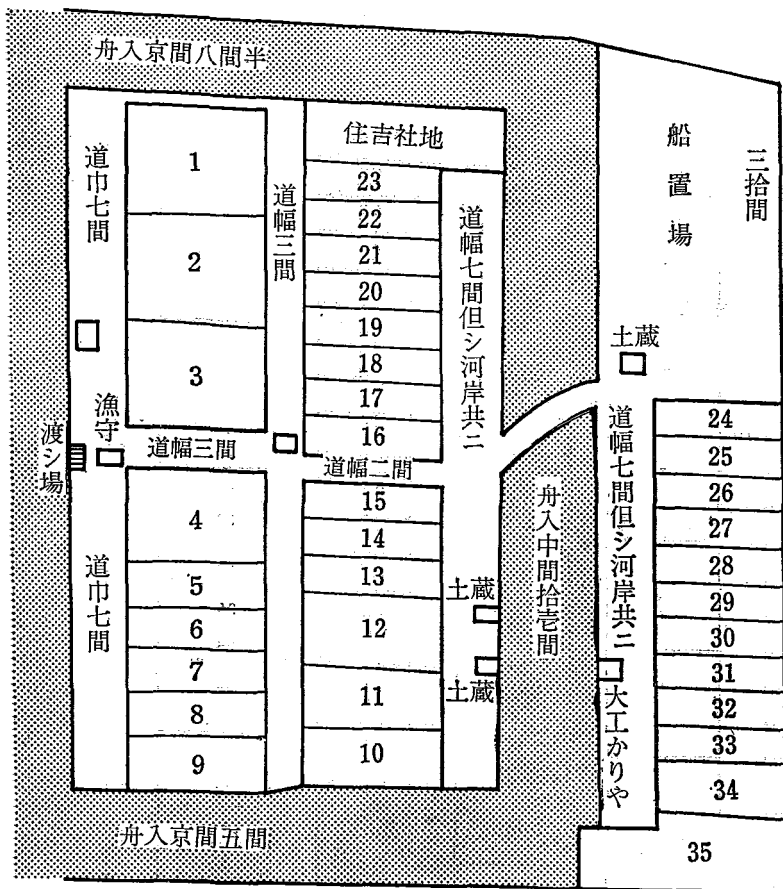


図 2 佃島における集落形成時の集落形態

口五間分をとっている。さらに、残った屋敷地を間口四間一尺の三一筆に平等割りとし、漁民に分割している。

集落形成時に町方地割常役人であった木原勘右衛門(？)に提出したとされる絵図は、まだ発見されていない。しかし宝永七年(一七二〇)二月二三日の「町中沽券絵図並町入用御改絵図帳面差上候様被仰渡候」(8)という町触に基づいて作成されたと思われる沽券絵図が現存している(図二)。この絵図には、道幅

や渡し場などが記載されているほか、三五筆の屋敷地のすべてについて間口、奥行、坪数、売券金額、小間高、地主名、家守名が表記されている。

この絵図は、集落が形成されてから六〇年あまり後に作成されたもので、集落形成時の集落形態を復原するために

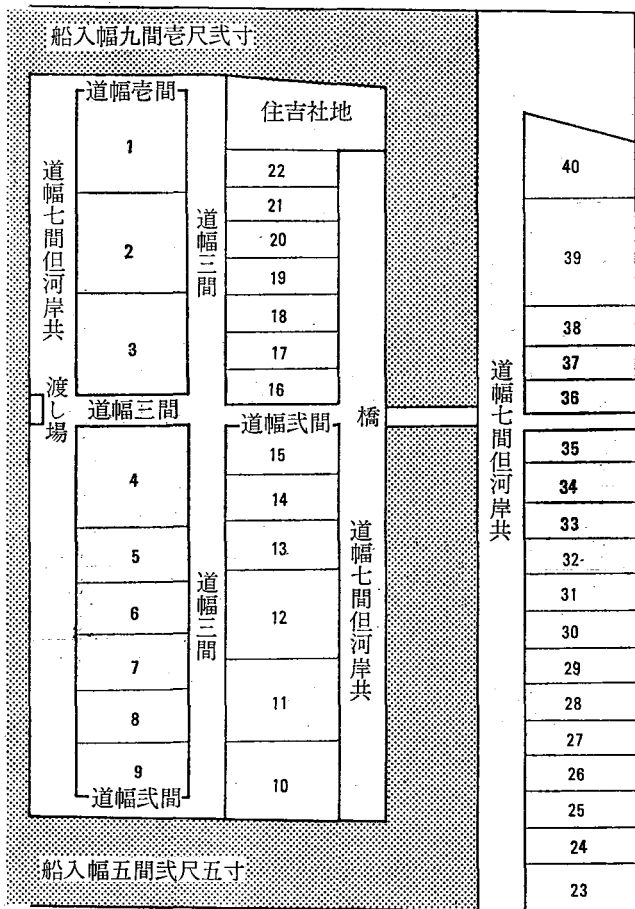


図 3 佃島における集落形態（文化5年）

は既出の正保元年の屋敷地割と照合することが必要である。九左衛門が所有した間口三五間の屋敷地は、図二の一番〜三番の屋敷地を合せた間口三六間にはば一致する。この三筆の宝永七

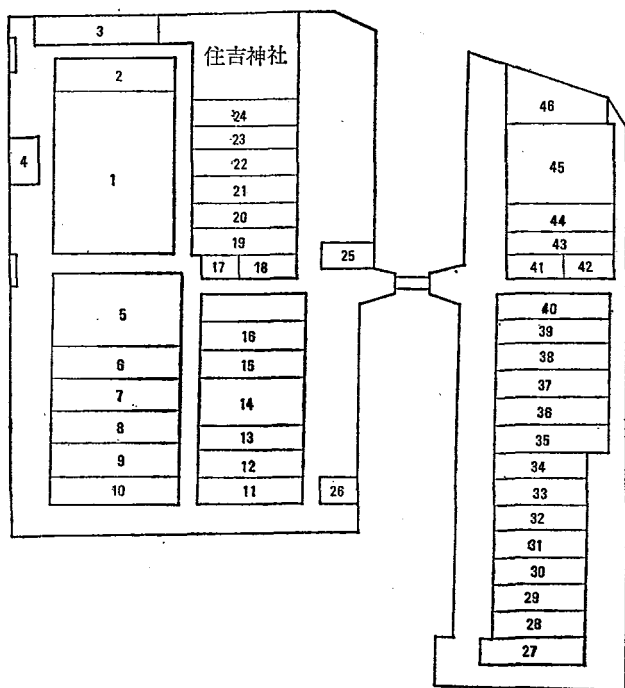


図4 佃島における集落形態（明治5年）

年における所有者は、九左衛門、孫右衛門、八右衛門である（表一）。孫右衛門は九左衛門の兄であり⁽⁹⁾、八右衛門も居住地が孫右衛門、九左衛門と同じ摂津国佃村であることから彼らと血縁関係があると思われる。

間口八間の社地は、図二の住吉社地である⁽¹⁰⁾。支配人の間口五間の屋敷地は、間口の間数が同一である点から、

図二の五番～九番の屋敷地に相当する。また、漁民が平等分割した三一筆の屋敷地については、一三番～三三番の二一筆の屋敷地がすべて間口四間であり、一〇番～一二番、三四番および三五番の屋敷地が後に合筆されたとすれば合計三二筆となり、ほぼ屋敷地数が一致する。

このように宝永七年における集落形態は、正保元年の集落形態を残しているといえる。

（二）集落形態の変化

宝永七年以後の集落形態を示す絵図として延享元年（一七四四）の「佃島沽券絵図」⁽¹¹⁾がある。この絵図は、「正徳年中差出候町々沽券絵図、年久敷儀ニて損候間、此度右絵図

表 1 近世佃島における屋敷地の所有形態（宝永7年）

地 番	所 有 者	居 住 地	間口	奥行	面 積	地 価	小間※あたりの地価	家 守
1	九左衛門	摂州佃村	12間	20間	240坪	120両 分	10両 分	平左衛門
2	孫右衛門	同上	12	20	240	120	10	同上
3	八右衛門	同上	12	20	240	132	11	同上
4	忠 兵 衛	—	12	20	200	110	11	宇右衛門
5	孫 八	舟松町2丁目	5	20	100	50	10	弥次右衛門
6	作 兵 衛	本小田原町	5	20	100	50	10	清兵衛
7	忠次衛門	本小田原町	5	20	100	50	10	六左衛門
8	伝 兵 衛	町	5	20	100	50	10	甚左衛門
9	清 兵 衛	—	5	20	100	45	9	加右衛門
10	忠 兵 衛	舟松町2丁目	8	20	160	72	9	六左衛門
11	彦左衛門	南八丁堀5丁目	8	20	160	52	6 2	六兵衛, 権兵衛
12	忠 兵 衛	—	9	20	180	58 2	6 2	—
13	善 太 郎	武州清沢村	4	20	80	25	6 1	善次郎
14	平右衛門	—	4	20	80	25	6 1	—
15	右 衛 門	本小田原町	4	20	80	25	6 1	四郎兵衛
16	理 兵 衛	—	4	20	80	25	6 1	茂兵衛
17	吉右衛門	—	4	20	80	25	6 1	—
18	善 兵 衛	—	4	20	80	25	6 1	五兵衛
19	善右衛門	本小田原町	4	20	80	25	6 1	長兵衛
20	覚 兵 衛	—	4	20	80	25	6 1	善兵衛
21	庄 兵 衛	—	4	20	80	25	6 1	庄五郎

22	宇右衛門	—	4	20	80	25	6	1	伝右衛門
23	十兵衛	南伝馬町	4	20	80	25	6	1	長五郎
24	庄兵衛	—	4	20	80	29	5		—
25	清兵衛	—	4	20	80	20	5		—
26	七兵衛	南茅場町	4	20	80	20	5		八兵衛
27	治兵衛	本小田原町	4	20	80	20	5		五左衛門
28	張郎兵衛	南茅場町	4	20	80	20	5		庄左衛門
29	忠兵衛	本小田原町	4	20	80	20	5		五郎兵衛
30	市郎兵衛	本小田原町	4	20	90	20	5		藤兵衛
31	長右衛門	—	4	20	80	20	5		—
32	張兵衛	本小田原町	4	20	80	20	5		久兵衛
33	甚右衛門	—	4	20	80	20	5		—
34	七兵衛	—	8	20	160	40	5		次右衛門、檀右衛門
35	善兵衛	南小田原町	12	20	320	370※※	22	2	四郎兵衛

佃島絵図（金子為雄氏所蔵）により作成。

※小間は、間口1間奥行20間の20坪を示す。

※※間口8間奥行／10間の80坪（蔵地）を加える。

面相改、来子二月迄ニ差出候様被申渡候」⁽¹²⁾との町触により作成されたものである。延享元年と宝永七年の屋敷地を比較すると、図二の二三番の屋敷地が火除地として住吉社地に合筆されたほかは変化がない⁽¹³⁾。

しかし、延享元年の絵図には以前船置場であった北東部分に五筆の屋敷地が加筆されている（図三、三六番～四〇番）。ここは文化五年（一八〇八）に埋立てられ⁽¹⁴⁾、少なくとも文政元年（一八一八）には屋敷地となったところである⁽¹⁵⁾。

表 2 佃島における職業構成 (明治2年)

地番	地主の職業	戸 数	魚商人	漁 師	棒手振	炭薪商	鍛冶職	その他
1	…	24戸	5戸	11戸	一戸	一戸	3戸	5戸
2	宮 司	7	—	3	2	—	—	2
3	宮 司	7	1	6	—	—	—	—
4	…	—	—	—	—	—	—	—
5	質 屋	10	1	8	—	1	—	—
6	魚 商 人	7	3	3	1	—	—	—
7	春 米 商	8	—	5	3	—	—	—
8	質 屋	5	1	3	—	1	—	—
9	質 屋	10	—	9	1	—	—	—
10	漁 師	7	—	7	—	—	—	—
11	漁 師	6	—	3	2	—	—	1
12	魚 商 人	5	1	2	1	—	1	—
13	魚 商 人	3	—	1	1	—	1	—
14	魚 商 人	4	—	4	—	—	—	—
15	質 屋	4	—	4	—	—	—	—
16	魚 商 人	3	—	1	1	—	—	1
17	魚 商 人	6	1	—	4	—	—	1
18	船 大 工	—	—	—	—	—	—	—
19	船 大 工	—	—	—	—	—	—	—
20	質 屋	5	—	4	—	—	—	1
21	質 屋	5	1	4	—	—	—	—
22	…	2	—	2	—	—	—	—
23	…	1	—	—	—	—	—	1
24	魚 商 人	2	—	2	—	—	—	—
25	漁 師	4	—	3	1	—	—	—
26	魚 商 人	4	—	4	—	—	—	—
27	魚 商 人	2	—	2	—	—	—	—

205 近世武蔵国佃島における集落の変容と空間認知

28	魚	商	人	5	—	2	1	1	—	1
29	魚	商	人	6	—	1	5	—	—	—
30	魚	商	人	2	—	2	—	—	—	—
31	質		屋	2	—	2	—	—	—	—
32	魚	商	人	4	1	3	—	—	—	—
33	質		屋	3	1	2	—	—	—	—
34		...		3	—	2	1	—	—	—
35	漁		師	3	—	3	—	—	—	—
36	質		屋	3	1	2	—	—	—	—
37	質		屋	4	—	3	—	—	—	1
38	質		屋	10	—	8	—	—	—	2
39	質		屋	3	—	2	—	—	—	1
40	質		屋	4	1	3	—	—	—	—
41	漁		師	6	—	6	—	—	—	—
42	魚	商	人	6	—	4	1	—	—	1
43	質		屋	4	—	3	—	—	—	1
44	質		屋	9	1	5	1	—	—	2
45	魚	商	人	15	—	11	1	—	—	3
46	魚	商	人	11	1	5	1	—	—	4
合 計				244	20	160	28	3	5	28

「七番組佃島戸簿」(中央区京橋図書館所蔵)により作成 (地番は図4に同じ)

このように佃島における集落形態は、中央部の東寄りに水路を備け、北東部分を船置場とした三列の屋敷地を配したものであったが、文化五年以降船置場が埋立てられ屋敷地に変化していた。

三 佃島における職業

構成と土地所有

(一) 職業構成

正保元年に集落が形成されたころの佃島における職業構成は、屋敷地の三一が漁民によつて所有され、前出の資料にも「其後佃村を手下之漁師追々罷下り、多分ニ相成候」

とあり大部分の住民が漁民であつたと思われる。また、宝永七年における屋敷地所有者の居住地に本小田原町が多く、魚問屋を職業とする者もあつたであろう(表一)。このように集落形成時における佃島の職業構成は、漁民や魚問屋など漁業に関連する職業の者がほとんどであつた。

その後の職業構成の変化を明治二年(一八六九)でみると表二のようである。これによれば、魚商人二〇戸、漁民一六〇戸、棒手振二八戸と漁業に関連する職業が八五%を占めている。しかし、炭薪商、鍛冶職、質屋、春米商などの職業も存在した。とくに、屋敷地の所有者においては、魚商人のほか質屋を営む者が多い。

(二) 土地所有

佃島の集落形成時の土地所有者は、九左衛門が間口三五間の比較的大きい屋敷地を所有していた以外は、四間あるいは五間の間口の屋敷地を一筆ずつ平等に所有していた(表二)。

しかし、明治二年においては、魚商人の善右衛門が一〇筆(表二の一、二、一四、一六、一七、二四、二八、二九、三二、四五、四六番)、岩太郎が三筆(一三、二六、二七番)を所有している。また、質屋を営む宇右衛門で一筆(五、八、九、一一、三一、三三、三六、四〇番)、長五郎が四筆(一五、二〇、四三、四四番)を所有し、土地所有の集中がみられる。

四 集落の変容と空間認知

佃島の集落形成については、九左衛門を中心とした摂津国佃村、大和田村の漁民の意志決定とともに、その地が幕府の拝領地という点で幕府の意志決定も関与していたと思われる。

ここで城下町における屋敷地割方式をみると、「江戸型」と「京型」の存在が指摘されている⁽¹⁶⁾。道路が直交し、その道路によって分割された一区画が四〇丈の正方形となる点は両者に共通する。しかし、その区画内の屋敷地割においては相異がある。「江戸型」は四方の道路に面するところを表口とし、裏口は会所地にあるいは他の屋敷地に接し道路に面することはない。この方式の奥行は一三丈（京間二〇間）である。他方「京型」は、三本の小路で四列の屋敷地に分割され、屋敷地は表口、裏口がともに道路に面する形態となる。奥行は九丈二尺五寸（東間約一四間）と「江戸型」より狭くなる。

この「江戸型」と「京型」の屋敷地割方式から佃島の集落形態をみると、おのおのの屋敷地の表口と裏口がともに道路に面する点は「京型」と一致する。他方、奥行がすべて二〇間となっている点は「江戸型」と共通している。屋敷地が三列である点は、中央部の水路の幅が一間で、東西に接する道路が河岸地とも幅七間であることと関連する。住吉社地の西側に道路幅が三間であり、幅七間の道路のうち四間分は河岸地と考えられる。中央部の水路は両側の河岸地を含めて一九間となり、ほぼ屋敷地の奥行二〇間と一致する。すなわち、佃島の集落形態においては「京型」のパターンが表われているといえる。他方、奥行が二〇間とある点は、幕府の町方政策に基づく意志決定が表出している（図五）。

文化五年に北東部の船置場が屋敷地に変化したことは、佃島の漁業が衰退⁽¹⁷⁾と関連すると思われる。職業構成において漁業以外の職業が表われ、土地所有者でも漁民層が平等に所有していた屋敷地は、質屋や魚商人によって集中的に所有されるにいたっている。このような漁業の衰退は船置場の機能の低下を意味し、主として質屋などの商人によって屋敷地に転換されたものと考えられる。

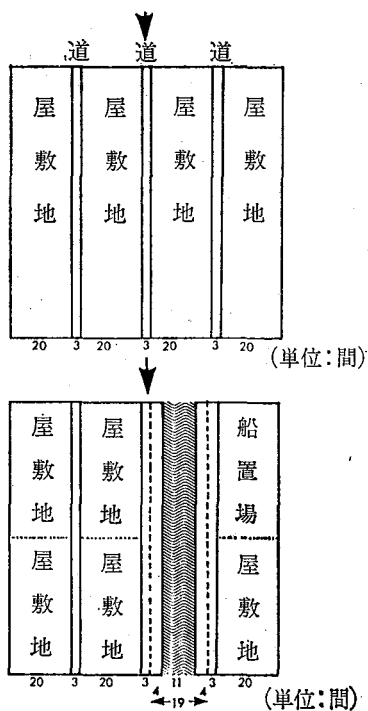
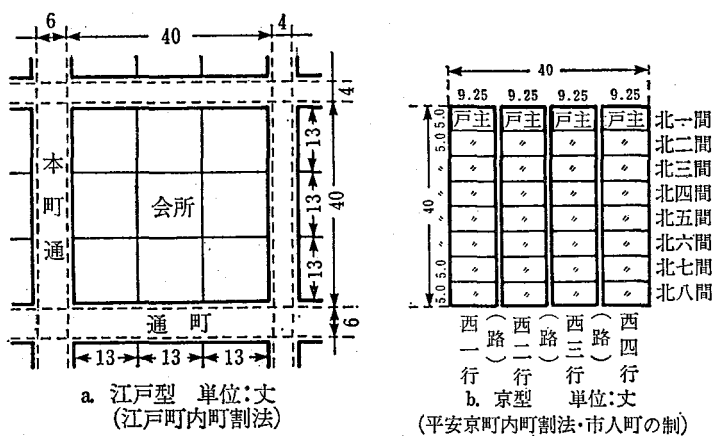


図 5 佃島における集落形態の形成模式図

五 おわりに

近世佃島における集落形態を復原し、その変化について考察した。この分析試案としてダウンズのモデルとバルプーによる「心理・社会的サイクル」概念を結合した概念図を提示した。

佃島の集落形態は、屋敷地割においては摂津国からの移動漁民のイメージである「京型」が、また奥行の寸法にあつては幕府のイメージである「江戸型」が復合して表われている。また、近世末における船置場の屋敷地への変化は、佃島の漁業の衰退に伴い質屋などの商人層の意志によつたものであらう。

付記 本稿は、昭和五十九年度歴史地理学大会において発表した内容を骨子とし、加筆修正したものである。学会発表時には多くの先生方から有益な御助言を頂いた。また、葛川絵図研究会の皆様からも多くの御教示を頂いた。調査にあたっては、金子為雄氏、東京都中央区京橋図書館にお世話になった。以上記して厚く御礼を申し上げる次第である。

註および文献

- (1) Downs, R.M. (1970) : Geographic space perception : past approaches and future prospects progress in geography 2 pp. 67—107.
- (2) バルプー, Z。真田孝昭他訳 (一九七二) 『歴史心理学』 法政大学出版局 三七八頁 (Barbu, Z. (1960) : Problems of Historical Psychology London p. 219)
- (3) 菊地 (一九七九) は、ダウンズの地理的空間認知の概念図が集落形態を説明する理論的枠組として利用しうることを指摘している。菊地利夫 (一九七九) 行動歴史地理学の論理と歴史心理 歴史人類 七 五五—八四頁
- (4) 羽原又吉 (一九五四) 『日本漁業経済史』中巻二 岩波書店 六五二頁
 東京都内湾漁業興亡史編集委員会編 (一九七二) 『東京都内湾漁業興亡史』 東京都内湾漁業興亡史刊行会 八五三頁
 佐原六郎編 (一九七二) 『佃島の今昔』 雪華社 三五七頁

- 東京都（一九七八）『佃島と白魚漁業』 都史紀要 二六 二〇六頁
- (5) 「佃村大和田村漁師御由緒手続」（浜口家所蔵文書） ただし、野村 豊（一九五八）『漁村の研究』 三省堂 三七九頁による。
- (6) 「柳營補任」巻一七 東京大学出版会 四巻 一六一頁
- (7) 吉原健一郎（一九八〇）『江戸の町役人』 吉川弘文館 五六頁
- (8) 「正宝事録」 一二五一
- (9) 「佃島記録」に「……右孫右衛門第九左衛門頭取ニ而……」とある（前掲 注（4） 四七二頁）。
- (10) 宝永七年の佃島沽券絵図には間口、奥行は記載がない。しかし、「住吉神社由緒書写」の元禄十二年（一六九九）における住吉社地を示した図に、「表口八間裏口六間三尺、奥行貳拾三間四尺」と記入されている。
- (11) 国立国会図書館所蔵。
- (12) 「正宝事録」『東京市史稿』産業編 一六巻 三三五頁。
- (13) 「住吉神社由緒書写」によれば、享保一〇年（一二二五）に住吉社地の南側に隣接する間口四間、奥行二三間一尺の屋敷地が火除地として住吉神社に寄進されている。この間口の間数は、図二の二三番の間口に一致する。
- (14) 『御府内沿革図書』（東京都公文書館所蔵）巻七に「文化五辰年東之方北統沼地之場所埋立網干場ニ成、明地ニ有之同年ノ當時之形有之」とある。
- (15) 図二の三七番の屋敷地を所有していたえいは、「七番組佃島戸籍」（東京都中央区立京橋図書館所蔵）によれば文政元年に所有している。
- (16) 矢守一彦（一九七二）『城下町』 学生社 二〇七頁
- (17) たとえば、漁船数でみると享保五年（一二二〇）に三〇一艘から二二二艘に減少している。「佃島年代記」（東京の歴史 六 所収 一九六七 三二頁）による。